

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第33条及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号。以下「非常勤就業規則」という。）第19条の規定に基づき、教職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程で給与とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、大学院研究科担当手当、入試問題作成手当、管理職手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(遺族の受給権の順位)

第3条 この規程で給与を遺族に支給する場合の受給者は、教職員の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

2 配偶者のない場合において給与を受けるべき者は、教職員の子、父母、孫及び祖父母で教職員の死亡当時その教職員の収入によって生計を維持していた者又は教職員の収入によって生計を一にした者とし、その順位は前段に掲げる順による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

3 前項において同順位の者が2人以上ある場合には、人数によって等分するものとする。

(給与の支払い)

第4条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

(給料)

第5条 教職員の受ける給料は、公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成24年規程第40号。以下「勤務時間規程」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑困難及び責任の度に基づき、かつ勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件に応じて理事長が次条の分類によりこれを定める。

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は理事長が定める。

第6条の2 就業規則第26条第1項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(採用、昇格及び昇給の基準)

第7条 教職員の職務の級は、職務の級の定数の範囲内で、かつ、別に細則で定める基準に従い決定する。

2 前項の職務の級の定数とは、前条第2項の規定に基づいて決定された教職員の職務の級ごとの数をいう。

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に細則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に細則の定めるところにより決定する。

5 教職員(60歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する一般職給料表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、別に細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給(次の各号に掲げる教職員は、3号給)とすることを標準として別に細則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの

(2) 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

7 55歳(教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、60歳)に達した日の属する年度の末日を超え、60歳(教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、65歳)に達した日の属する年度の末日まで在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(次の各号に掲げる教職員は、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(給与の支給方法)

第8条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、給料月額を全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日に給料の月額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

3 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、大学院研究科担当手当及び入試問題作成手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給するものとする。

5 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日(これらの日が休日に当たるときは、それぞれその前日)とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

6 理事長は、特別の事由により、前4項の規定により難いと認めるときは、前4項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができるものとする。

第9条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に

異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合にあって、その月の1日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(休職給)

第10条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 教職員が、結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 教職員が、前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が、就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、別に細則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に細則で定める教職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第10条第6項」と読み替えるものとする。

(残務整理の場合の給料)

第11条 教職員が、休職又は退職後事務引継又は残務整理のため特に命を受け業務に従事する場合には、その間なお従前の給料を日割計算により支給する。

(給与の減額)

第12条 正規の勤務時間に教職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合（公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程（平成24年規程第42号）第15条の規定による介護休業若しくは勤務時間規程第17条の規定による介護時間又は第18条の規定による組合休暇を取得する場合を除く。）を除く外、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(給料の返納)

第13条 教職員が懲戒その他により給料の返納を要するときは、翌月分の給料からこれを控除する。ただし、翌月分の給料を支給しないときは、直ちにこれを返納させる。

第14条 削除

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族を有する教職員に対してこれを支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受け

ているものをいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第16条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教育職4級教職員等が教育職4級教職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で教育職4級教職員等以外のものが教育職4級教職員等となった場合

- (5) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に細則で定める教職員を除く。）
 - (2) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これに切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するのほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に細則で定めるもの（以下この項及び第4項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額は、別に細則で定めるところにより算出した当該教職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは55,000円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額は、次の各号に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して細則で定める教職員にあっては、その額に細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
- (1) 通勤距離が片道1キロメートル以上2キロメートル未満のもの 2,200円
 - (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満のもの 3,500円
 - (3) 通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,400円
 - (4) 通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 4,900円
 - (5) 通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 5,600円
 - (6) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの 7,300円
 - (7) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの 10,000円

- (8) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの 12,900円
- (9) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの 15,800円
- (10) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの 18,700円
- (11) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの 21,600円
- (12) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの 24,400円
- (13) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの 26,200円
- (14) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの 28,000円
- (15) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの 29,800円
- (16) 通勤距離が片道60キロメートル以上のもの 31,600円

4 通勤のため、交通機関等を利用するほか、自動車等を使用することを常例とする教職員で、それぞれの利用又は使用する距離が交通機関等については片道2キロメートル以上、自動車等については片道1キロメートル以上であるものについては、第2項に規定する額に前項各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。この場合においては、前項各号中「通勤距離」とあるのは「自動車等を使用する距離」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

5 前各項に規定するもののほか、特別の事情により、理事長が特に必要と認めた額を支給することができる。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(単身赴任手当)

第18条の2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することが常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に細則で定める額を加算した額)とする。

3 地方公務員、国家公務員その他理事長が別に細則で定める者から、人事交流等により引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員(採用の事情等を考慮して別に細則で定める教職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(大学院研究科担当手当)

第19条 大学院研究科担当手当は、次の各号に掲げる職務を担当する教員に対して、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 大学院研究科の研究指導(研究指導の補助を含む。以下同じ。)、又は研究指導及び授業 次に掲げる職種に応じ、次に掲げる額
- ア 教授 月額16,200円
 - イ 准教授 月額13,500円
 - ウ 講師及び助教 月額12,600円

- (2) 大学院研究科の授業 次に掲げる職種に応じ、次に掲げる額
- ア 教授 月額8,100円
 - イ 准教授 月額6,750円
 - ウ 講師及び助教 月額6,300円

2 大学院研究科担当手当は、新たに当該職務に従事し、又は退職等により職務に従事しない場合においては、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とし、休暇(年次有給休暇、特別休暇、業務上の疾病による病気休暇又は休職期間を除く。)その他の理由により勤務しない日数が3日を超える場合においては、その超える日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給するものとする。

(入試問題作成手当)

第20条 入試問題作成手当は、入学試験問題の作成業務に従事した教職員に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 一般選抜試験、推薦に基づく選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験における入学試験問題の作成業務 次に掲げる業務の区分に応じた額
- ア 小論文又は実技の問題作成業務 1教科につき10,000円
 - イ 前号以外の問題作成業務 1教科につき20,000円
 - ウ 問題作成業務に係る出題責任者業務 1教科につき5,000円

- (2) 大学院入学者選抜試験及び編入学試験における問題作成業務に対する入学試験問題の作成業務 1教科につき5,000円

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、次項の表に掲げる教職員に対して支給する。

2 管理職手当の支給月額、当該教職員の給料月額に同表に定める支給率を乗じて得た額(定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

役職名	支給率
副学長、学部長、事務局長	100分の15
研究科長、学科長、図書館長、美術館長、課長	100分の13

3 管理職手当は、教職員が月の中途において任用又は退職したときは、日割計算により支給し、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(別に細則で定める場合を除く。)は、支給しない。

4 教職員が、管理職手当の支給を受けることができる教職員の職を兼ねるときは、その兼ねる教職員として受けるべき管理職手当は、支給しない。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員

に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に細則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(前項に規定する別に細則で定める時間の勤務を除く。)の時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間規程第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25

5 定年前再雇用短時間職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第23条 教職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

3 前2項の休日とは、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当

該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)をいう。ただし、勤務時間規程第5条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあつては、当該祝日法による休日が週休日に当たるときは、別に細則で定める日についても休日を含むものとする。

(夜間勤務手当)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する教職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び大学院研究科担当手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。ただし、非常勤教職員の勤務1時間当たりの給与額は、非常勤就業規則第21条第1項の規定により決定するものとする。

(端数計算)

第26条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 前項の規定は、第22条から第24条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合に準用する。

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 第22条、第23条、第24条及び前条の規定は、第21条に規定する教職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(管理教職員特別勤務手当)

第28条の2 第21条第1項の管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、第21条第2項の表に掲げる教職員(以下この条において「管理教職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において細則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(期末手当)

第29条 期末手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、同項で定める支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員(第

10条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に細則で定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 別に細則で定める教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に細則で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第50条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第1項第2号又は第3号の規定により解雇となった教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までの間に退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の勤務成績に応じて、同項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に細則で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に細則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額」とあるのは「第32条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第8条第5項で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外)

第33条 第7条第3項から第10項まで、第15条から第17条までの規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(実施規定)

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(給与の口座振込の申出に係る経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した教職員（以下「承継教職員」という。）のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその申出に基づき尾道市から給与の口座振込を受けていた者については、当該申出をこの規程第4条第2項の規定に基づく申出とみなすことができる。

(施行日における承継教職員の職務の級及び号給)

3 承継教職員で、施行日の前日においてその者が属していた尾道市職員給与条例（昭和26年尾道市条例第4号。以下「給与条例」という。）の職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表に掲げられている職務の級であった教職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、別に辞令を発せられない限り、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

4 承継教職員の施行日における号給は、別に辞令を発せられない限り、その者が施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた号給と同一の号給とする。

5 施行日に昇給をした教職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第7条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

(給料月額に関する経過措置)

6 承継教職員のうち、施行日の前日において尾道市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年尾道市条例第30号）付則第8条から第10条までの規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。この場合における同条例付則第8条第1号中「99.1」とあるのは「97.1」とし、同号の表は次のとおりとする。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から25号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

(昇給期間の通算)

7 承継教職員に対する施行日以降における最初の第7条第5項の規定の適用については、給与条例の規定により決定された号給を受けていた期間を施行日における号給を受ける期間に通算する。

(休職給を受けていた教職員の通算)

8 施行日の前日において給与条例の規定により休職給を受けていた者が承継教職員となり、施行日以後休職給を受けることとなった教職員の給与については、その者の休職期間として経過した期間は、この規程の第10条第1項から第4項までの各項の規定によるその者の休職理由に対応する休職給が支給されていた期間とし、その者の休職理由に対応する第10条第1項から第4項までの各項の規定による休職給の支給期間に残期間がある場合には、その期間当該各

項の定めるところによって休職給を支給する。

(期末手当の計算の基礎となる在職期間の通算)

- 9 承継教職員の施行日の前日までの期間は、期末手当及び勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

(手続等の経過措置)

- 10 施行日の前日までに給与条例の規定によりなされた教職員の給与に関する手続は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(一般職給料表の適用を受ける定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額に関する経過措置)

- 11 定年前再雇用短時間勤務職員に係る別表第2の適用については、当分の間、別表第2中

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

とあるのは

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		180,000	200,000	220,000	240,000	260,000	270,000

と読み替えるものとする。

- 12 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第14項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 13 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

- (1) 教育職給料表の適用を受ける教職員
- (2) 臨時的に任用される教職員その他の規程等により任期を定めて任用される教職員及び非常勤教職員
- (3) 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則(平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。)第27条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第27条の2第1項に規定する異動期間(就業規則第27条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された就業規則第27条の2第1項に規定する職を占めるきょう職員
- (4) 就業規則第24条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員(就業規則第21条第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。)

- 14 就業規則第27条の2第3項に規定する他の職への降任等をされた教職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員(細則で定める教職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が

第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第12項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第14項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 付則第14項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける教職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 付則第12項又は前2項の規定による給料を支給される教職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第12項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項の規定による給料月額、付則第14項の規定による給料その他付則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付則別表 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

付 則（平成25年3月26日規程第141号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月24日規程第176号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第32条第2項第1号及び第2号の規定並びに付則第15項の規程は、平成26年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定による給与の内払

とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成27年3月26日規程第185号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切換えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる教職員(細則で定める教職員を除く。)には、令和2年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 施行日の前日において、給与規程付則第6項の規定による給料の支給を受けていた教職員にあっては、前項の規定による給料の額より尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成27年尾道市条例第25号)第2条による改正前の尾道市給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正(平成18年条例第30号)付則第8条から第10条までの規定に準じて算出した給料の額(給与規程付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)が多いときは、前項の規定にかかわらず、その多い額をもってその教職員に支給する給料の額とする。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員(第3項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たな給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前4項の規定による給料を支給される教職員に関する給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号の規定の適用については、給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人尾道市立大学給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第185号)付則第3項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学給与規程第18条の2第2項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額については、同中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で細則で定める額」とする。

(委任)

- 9 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成28年2月26日規程第201号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則第15項の規程は、平成27年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成28年12月21日規程第218号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則15項の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後の給与規程」という。）第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「前項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、
「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与規程第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第16条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの(以下「教育職4級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成29年12月11日規程第233号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成30年12月18日規程第246号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和元年12月18日規程第270号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条及び付則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

- 6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（委任）

- 7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和2年3月27日規程第277号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年11月27日規程第287号）
この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規程第302号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月29日規程第310号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第29条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる教職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再雇用職員（公立大学法人尾道市立大学職員の再雇用に関する規程（平成24年規程第48号）第2条第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の教職員
127.5分の15
 - (2) 再雇用職員
72.5分の10
（委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和4年12月26日規程第318号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和5年3月27日規程第334号）抄

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和5年改正規則 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年規程第333号）をいう。
- (2) 暫定再雇用職員 令和5年改正規則付則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- (3) 暫定再雇用短時間勤務職員 令和5年改正規則附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- (4) 定年前再雇用短時間勤務職員 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号）第26条第1項の規定により採用された教職員をいう。

(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再雇用職員（暫定再雇用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第6条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規程第7条第1項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の新公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第29条第3項の規定を適用する。
- 3 新給与規程第32条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる教職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び令和5年改正規則附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（次号において「暫定再雇用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。
- 4 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第7条第3項から第10項まで、第15条、第16条及び第17条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

付 則（令和5年12月19日規程第340号）抄

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和6年12月18日規程第356号）抄
（施行期日等）

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与規程第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表第1及び別表第2の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則別表 職務の号給の切替表

教育職給料表の適用を受ける教職員

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1

1 6	4	1	1
1 7	5	1	1
1 8	6	2	1
1 9	7	3	1
2 0	8	4	1
2 1	9	5	1
2 2	1 0	6	1
2 3	1 1	7	2
2 4	1 2	8	2
2 5	1 3	9	2
2 6	1 4	1 0	2
2 7	1 5	1 1	3
2 8	1 6	1 2	3
2 9	1 7	1 3	3
3 0	1 8	1 4	3
3 1	1 9	1 5	4
3 2	2 0	1 6	4
3 3	2 1	1 7	4
3 4	2 2	1 8	4
3 5	2 3	1 9	5
3 6	2 4	2 0	5
3 7	2 5	2 1	5
3 8	2 6	2 2	5
3 9	2 7	2 3	6
4 0	2 8	2 4	6
4 1	2 9	2 5	6
4 2	3 0	2 6	6
4 3	3 1	2 7	7
4 4	3 2	2 8	7
4 5	3 3	2 9	7
4 6	3 4	3 0	7
4 7	3 5	3 1	8
4 8	3 6	3 2	8
4 9	3 7	3 3	8
5 0	3 8	3 4	8
5 1	3 9	3 5	9
5 2	4 0	3 6	9
5 3	4 1	3 7	9
5 4	4 2	3 8	9
5 5	4 3	3 9	1 0
5 6	4 4	4 0	1 0
5 7	4 5	4 1	1 0
5 8	4 6	4 2	1 0
5 9	4 7	4 3	1 1
6 0	4 8	4 4	1 1

6 1	4 9	4 5	1 1
6 2	5 0	4 6	1 1
6 3	5 1	4 7	1 2
6 4	5 2	4 8	1 2
6 5	5 3	4 9	1 2
6 6	5 4	5 0	1 2
6 7	5 5	5 1	1 3
6 8	5 6	5 2	1 3
6 9	5 7	5 3	1 3
7 0	5 8	5 4	1 3
7 1	5 9	5 5	1 4
7 2	6 0	5 6	1 4
7 3	6 1	5 7	1 4
7 4	6 2	5 8	1 4
7 5	6 3	5 9	1 4
7 6	6 4	6 0	1 5
7 7	6 5	6 1	1 5
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	
9 0	7 8		
9 1	7 9		
9 2	8 0		
9 3	8 1		
9 4	8 2		
9 5	8 3		
9 6	8 4		
9 7	8 5		
9 8	8 6		
9 9	8 7		
1 0 0	8 8		
1 0 1	8 9		
1 0 2	9 0		
1 0 3	9 1		
1 0 4	9 2		
1 0 5	9 3		

一般職給料表の適用を受ける教職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29

4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	

87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

別表第1（第6条関係）

教育職給料表

教職員 の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
教員		円	円	円	円
	1	261,400	317,100	358,300	423,100
	2	263,600	319,300	360,900	425,000
	3	265,700	321,500	363,500	426,800
	4	267,600	323,600	366,000	428,500
	5	269,400	325,700	368,400	430,200
	6	270,900	327,600	370,800	432,100
	7	272,400	329,400	373,300	434,000
	8	273,900	331,200	375,700	435,800
	9	275,700	333,000	378,200	437,200
	10	277,700	334,900	380,700	439,100
	11	279,700	336,700	383,200	441,000
	12	281,700	338,500	385,600	442,900
13	283,700	340,300	388,000	444,300	

14	285,900	341,900	389,600	446,200
15	288,000	343,500	391,100	448,100
16	290,100	345,000	392,600	450,000
17	292,000	346,500	393,600	451,700
18	294,700	348,100	395,300	453,500
19	297,400	349,700	396,700	455,300
20	300,000	351,300	398,000	457,100
21	302,600	352,700	399,200	459,100
22	305,000	354,700	400,200	461,300
23	307,400	356,700	401,200	463,700
24	309,600	358,700	402,200	466,000
25	311,800	360,500	403,100	468,000
26	313,800	362,100	404,200	470,100
27	315,800	363,700	405,300	472,200
28	317,800	365,300	406,400	474,200
29	319,800	366,600	407,500	476,200
30	321,700	368,100	408,600	478,500
31	323,600	369,500	409,700	480,700
32	325,500	370,800	410,800	482,600
33	327,300	372,100	411,900	484,500
34	329,200	373,300	413,000	486,600
35	331,100	374,500	414,100	488,800
36	333,000	375,600	415,300	490,800
37	334,700	376,700	416,300	492,900
38	335,900	378,100	417,400	494,900
39	337,000	379,400	418,500	496,800
40	338,100	380,700	419,700	498,700
41	338,700	382,000	420,600	500,700
42	339,100	383,300	421,700	502,600
43	339,500	384,600	422,800	504,300
44	339,900	385,900	423,800	506,200
45	340,500	387,200	424,800	508,100
46	341,000	388,400	425,900	509,900
47	341,500	389,600	427,000	511,700
48	341,900	390,700	428,100	513,500
49	342,300	391,800	429,100	515,200
50	342,700	393,000	430,300	516,900
51	343,100	394,100	431,500	518,700
52	343,500	395,200	432,700	520,500
53	343,900	396,300	433,400	522,000
54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300
61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500

64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	540,700
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300
77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	
79	354,600	420,500	456,000	
80	355,100	420,800	456,600	
81	355,600	421,100	457,200	
82	356,300	421,400	457,900	
83	357,000	421,600	458,200	
84	357,700	421,900	458,800	
85	358,300	422,100	459,200	
86	358,900	422,400	459,500	
87	359,500	422,700	459,800	
88	360,100	423,000	460,100	
89	360,600	423,200	460,400	
90	361,000	423,400		
91	361,400	423,700		
92	361,800	424,000		
93	362,200	424,200		
94	362,600	424,500		
95	363,100	424,800		
96	363,500	425,100		
97	364,100	425,300		
98	364,600	425,600		
99	365,000	425,900		
100	365,500	426,100		
101	365,900	426,300		
102	366,400	426,600		
103	366,700	426,900		
104	367,100	427,100		
105	367,600	427,300		
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			

	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			

備考

- 1 この表は、教授、准教授、講師、助教その他の教職員で理事長が定める者に適用する。
- 2 令和6年4月1日から適用する。

別表第2（第6条関係）

一般職給料表

教職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員以外 の教職 員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	

24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				

	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての教職員に適用する。
- 2 令和6年4月1日から適用する。

別表第3（第6条関係）

教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

別表第4（第6条関係）

一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主任の職務又はこれに相当する職務
3級	係長の職務又はこれに相当する職務
4級	課長補佐の職務
5級	課長の職務又はこれに相当する職務
6級	事務局長の職務又はこれに相当する職務